

## は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 8 条による公表に加えて、平成 30（2018）年 3 月 16 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであることを示す。

## 目 次

学位記番号	学位の種類	氏名	論文題目	頁
甲第 8 号	博士 (心理学)	中野 真也	学校におけるいじめ問題の理解と対応 に関する研究 —システムズアプローチの視点から—	1

氏名	中野 真也		
学位の種類	博士（心理学）		
学位授与番号	甲 第8号		
学位授与の日付	平成30年3月16日		
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	学校におけるいじめ問題の理解と対応に関する研究 —システムズアプローチの視点から—		
審査委員	主査	文教大学教授	今野 義孝
審査委員	副査	文教大学教授	高尾 浩幸
審査委員	副査	文教大学教授	布柴 靖枝
審査委員	副査	文教大学教授	谷口 清
審査委員	副査	文教大学教授	会沢 信彦

## 論文要旨

本論文は、システムズアプローチの視点から学校現場におけるいじめ問題の実際を明らかにし、学校臨床の観点から実践的に有用となるいじめ問題の対応につなげることを目的としたものである。

第1章では、システムズアプローチ（中野・吉川，2017）の視点に関する文献研究を行った。システムズアプローチは、「様々な要素が相互作用する全体」とするシステムというものの見方（認識論）とそれに基づく臨床実践の方法論の総称である。その視点は、「真実」や「問題」は、科学的客観的な唯一のものがあるのではなく、それぞれの立場から見たものであると考える。また、出来事やものごとを部分に切り離し、その原因を特性に還元するのではなく、それに影響を与え、関わり合う様々な要素とその全体を見ていく相互作用的な全体論を採用している。援助にあたっては、セラピストが主体的に援助対象者らの関係に加わり、援助システムを形成し、問題とされるシステムの相互作用に働きかけ、望ましい方向へ変化させるものである。

第2章の研究1では、文献研究による「いじめ」概念と対応の変遷についての

調査を行った。文献研究により、「いじめ」概念と対応の変遷について調査を行い、「いじめ」がどのように語られ、それを取り巻く文脈や言説が成り立っているかについて論じた。

第3章の研究2では、学校現場におけるいじめ問題と対応の実態についての質的調査を行った。学校現場におけるいじめ問題の実態を把握するため、公立中学校の教師16名を対象とした半構造化面接によるインタビュー調査を行い、修正版グランデッド・セオリーア・アプローチに準拠した形で分析し、諸要因とその関係について検討した。その結果は、以下の通りである。

文部科学省によるいじめ定義を採用しながらも、教師は子どもたちの力関係や継続性といった要件を考慮したいじめ認識をしていた。文部科学省によるいじめ定義について、範囲の広さや曖昧さ、主観的な定義の不都合さといった問題点や課題も挙げられた。

「いじめ」という言葉は、子どもたちは冗談や些細なことなど多様な意味で用いており、保護者は容易に「いじめではないか」と用いる傾向が示された。また、「いじめ」の認識やその言葉の使い方には、立場によって大きなズレが生じることが示された。

教師は子どもたちの関係や今後の成長、学校生活を充実して過ごすことなど、生徒指導における教師の基本スタンスを有しており、文部科学省によるいじめ対応方針を受けながらも、現場に応じたいじめ認識と指導をしていることが示された。そこでは、いじめか否かではなく、やってはいけない行為への指導をしていることが挙げられた。

いじめ問題が発生した際には、子どもたち双方に個別で話を聞くといった事実の把握をし、保護者に配慮しながら連絡するなど対応し、子どもへ工夫して指導するという学校現場における基本的対応が示された。

これらのことから、いじめ問題は子どもたちの関係や課題、保護者、教師らの関係、学級や学校の指導体制といった集団・組織、さらには地域など、個々人やその課題だけでなく、広く様々なレベルの要因とその関係が影響していることが明らかとなった。また、子どもたちの人間関係の中で起こり、認識や立場の違いから、対応に当たる教師や保護者らの関係を損ねやすい課題があり、「関係性の問題」として捉え直すことが求められると考えられた。

第4章の研究3では、学校現場におけるいじめ問題と対応の実態についての量的調査を行った。研究2で得られた結果をもとに作成した質問紙による調査を行い、質的研究で得られたポイントについて数量的なデータから検討した。小学校19校258名、中学校7校151名、計409名の回答が得られた。主な結果は以下の通りである。

因子分析の結果から、4 因子が示された。第 1 因子は、学校・教師と保護者や子どもとの認識のズレや過敏さ、否定的な意味での「いじめ」という言葉の用い方、学校への要求や姿勢といった 12 項目で構成され、「家庭とのズレと問題化要因」と命名した。第 2 因子は、いじめ問題に関わる要因や対応にあたっての課題について言及した 10 項目で構成され、「要因と課題」と命名した。第 3 因子は、いじめ問題が起こった際に教師・学校が対応するポイントや姿勢を示す 8 項目から構成され、「問題への対応と姿勢」と命名した。第 4 因子は、教師が子どもを指導する際に考慮することやその工夫についての 9 項目から構成され、「子どもへの指導」と命名した。

第 3 因子の「問題への対応と姿勢」は、研究 2 のいじめ問題発生時の学校現場における基本的対応とほぼ同じものであり、年代や学校、立場を問わず、広く教師に共通し支持されていることが示された。

第 5 章の研究 4 では、システムズアプローチの立場から、筆者がスクールカウンセラーとして対応した、教師らが指導するにもかかわらず問題解決に至らず、対応が困難であったいじめ問題の事例を提示した。様々な関係者の立場や諸要因を理解し、新たな関係へとつなぐ関係を扱うアプローチとしてのシステムズアプローチの視点から考察を行った。扱った事例は 4 つであり、事例 1 は学校側と保護者で認識が異なり、事態が膠着していた事例、事例 2 は「いじめ」を訴えるも、相手への指導を拒否し、行き詰っていた事例、事例 3 は学校側と保護者で見解が異なり、対立し問題が繰り返されていた事例、事例 4 は学校側と家庭で対立し、弁護士も加わり複雑化していた事例、である。

これらの事例への共通する対応のポイントとして、以下の点について考察した。①関係者間の関係を見立てる、②話し合える関係作り、③用いられている「いじめ」が指し示すものを具体化し、「いじめ」訴えを要望として捉え直す、④いじめ文脈から子どもの課題へとシフトし、問題を再構成する、⑤子どもの課題を大人が支援する関係を作る、⑥悪い行為を明確化し、適切な行為へと導く指導・支援、である。これらのポイントは、学校臨床において、いじめ問題における新たな対応モデルとして有用であり、教育的援助的に適しているものと考えられた。

第 6 章では、総合考察を行った。いじめ問題においては、いじめか否か、誰が悪いかといった文脈になりやすく、「今の学校ではいじめといった深刻な問題が起きており、それを守らない学校が悪い」といった不信の目を保護者や地域に与えてしまっている。そのため、学校・教師と保護者など関係者の関係を損ないやすく、時に争いが生じ、対立し事態が膠着する問題が起きていることが明らかとなった。事件防止モデルによる対応指針は、こうした関係を損ないかねな

い要素を孕んでいる。そのため、教師らが指導対応しにくくなり、子どもの対人関係への援助へとつながりにくくなるという悪循環が生じている。

こうした状況を踏まえ、いじめ問題を「関係性の問題」として捉えること、問題の解決像をいじめが収まったかではなく、「それぞれの子どもなりに充実した学校生活を送れるようになること」とした上で、研究4におけるポイントを加えて、いじめ問題対応における新たな対応モデルとして提起した。「いじめ」として損なわれた関係と問題に対して、いじめの非援助的な文脈から脱し、子どもの課題を関わる大人が協力して支援する関係へとつなぐものとして、学校臨床上有用なものと考えられた。本モデルの汎用可能性と学校臨床におけるスクールカウンセラーの役割について言及し、最後に今後の課題として調査対象の拡大やモデルの検証を挙げた。

## 引用文献

中野真也・吉川悟（2017）. システムズアプローチ入門——人間関係を扱うアプローチのコミュニケーションの読み解き方. ナカニシヤ出版.

## 審査結果要旨

近年、いじめ問題の理解と対応は、度重なるいじめによる重大事案を受けて文科省が打ち出したいじめの定義を反映して、加害者—被害者という二分法的な視点で捉えられてきた。しかし、教育的および臨床的な視点からすると、「いじめ」と見られる現象は子どもたちの対人関係の発達や心の成長を導く上で重要なテーマを内包していることも十分に考えられる。むしろ、子どもたちが互いに関わりあいながら発達を育む学校現場では、いじめを子どもたちの関係性という視点から捉えなおすことが、いじめの防止や対応にとってはもちろん、いじめ問題を通して子どもたちの心の発達を育む上で大切な視点であると考えられる。本申請論文は、このような考え方に基づいてシステムズアプローチの視点から学校におけるいじめ問題の理解と対応について検討した労作といえるものである。本申請論文は、6つの章から構成されている。以下、それらについて簡潔に紹介する。

第1章では、これまでのいじめの理解と対応の仕方が、多様な人間関係がその背景にあるにもかかわらず、いじめた側（加害者）からいじめられた側（被害者）を守るという加害者—被害者の視点に偏っていることを論じた。そして、このような視点は、いじめに関与する様々な人間関係を理解し援助するものとしては不十分であるとし、システムズアプローチの視点からいじめ問題を捉え直す必要性について論じた。

第2章（研究1）では、文献研究を通して、文科省による「いじめ」概念と対応の変遷について検討し、「いじめ」がどのように語られ、それを取り巻く文脈や言説の成り立ちについて論じた（初出論文1：子どもの学校臨床, 10, 119-129）。文科省によるいじめ対応方針は、深刻ないじめ事件を防止するための事件防止モデルであり、いじめた側を排除するなど問題の防止に終始しており、子どもの心を育む学校教育の理念とは相容れない部分があることを明らかにした。そして、関係性という視点からいじめ問題を捉え直すために、システムズアプローチの視点による教育的援助が求められることを指摘した。

第3章（研究2）では、文科省のいじめ防止に対する指針を学校現場はどのように受けとめているかということについて、公立中学校教師16名を対象に半構造化面接調査を行い、その内容を質的研究法（修正版グラウンデッドセオリアプローチ）によって検討した。その結果、いじめ問題は子どもたちの関係の中で起こり、対人トラブルなどの一部がいじめ問題になることが示された。また、いじめの問題には、子どもたちのソーシャルスキルの問題や自己中心性といった発達的な課題が関与していることが示された。このことから、子どもたちの

発達を考慮した対応の必要性があらためて指摘された。

いじめへの対応に関しては、教師の姿勢といった個々の要因だけでなく、いじめを起こさせない学級づくりや学校組織の指導体制づくりを通して、集団や組織レベルで取り組むことが重要であることが示された。また、スクールカウンセラーなどの専門家の活用においては、現場の動きや状況を理解し協力できるかどうかといった連携にあたっての課題が示された。

さらに、いじめのとらえ方について、学校ではいじめの背景には様々な要因があることや、子どもたちの関係性のなかでの出来事であるという認識もあることから、「いじめ」という言葉を用いない対応を工夫していることが示された。これに関しては、文科省の平成 29 年 3 月のいじめ定義の改定でも、「いじめという言葉を使わない柔軟な対応」を掲げている。このことから、本研究の調査（平成 25 年 5 月から 8 月）が、文科省の改訂に先立って学校現場の考え方を明らかにしたことはきわめて意義深いといえる。

第 4 章（研究 3）では、小学校 19 校の教師 258 名と中学校 7 校の教師 151 名を対象にして、研究 2 の質的研究で得られた結果をもとに作成した質問紙による調査を行った。因子分析の結果、4 つの因子が抽出された。第 1 因子は、学校・教師と保護者や子どもとの認識のズレや過敏さ、否定的な意味での「いじめ」という言葉の使い方、学校への要求や姿勢といった項目で構成されていることから、「家庭とのズレと問題化要因」と命名された。第 2 因子は、いじめ問題に関わる要因や対応にあたっての課題について言及した項目で構成されており、「要因と課題」と命名された。第 3 因子は、いじめ問題が起こった際に教師・学校が対応するポイントや姿勢を示す項目から構成されていることから、「問題への対応と姿勢」と命名された。第 4 因子は、教師が子どもを指導する際に考慮することやその工夫についての項目から構成されていることから、「子どもへの指導」と命名された。とりわけ、第 3 因子の「問題への対応と姿勢」は、研究 2 で抽出された「いじめを子どもたちの関係性の視点で捉えて対応する」といういじめに対する学校現場における基本的対応とほぼ同じものであった。しかも、この基本対応は、教師の年代や立場、学校を問わず、広く教師に共通し支持されていることが示された。この結果は、学校現場では文科省の対応モデルではなく、子どもたちの関係性を重視した教育支援を行っていることを示しており、この点からもシステムズアプローチの視点が必要なことを示しているものといえる。

第 5 章（研究 4）では、システムズアプローチの立場から、申請者がスクールカウンセラーとして対応した 4 つの事例について検討した。事例 1（初出論文 2：家族心理学研究, 27(2), 152-164）は、学校側と保護者で認識が異なり、事



態が膠着していた事例である。事例 2 は本人が「いじめ」を訴えているものの、学校側が相手に指導することを拒否したために行き詰っていた事例である。事例 3（初出 3 論文：子どもの心と学校臨床, 11, 146-153）は、学校側と保護者で見解が異なり、両者が対立するなかで問題が繰り返されていた事例である。事例 4 は学校側と家庭で対立し、弁護士も加わり複雑化していた事例である。その結果、これらの事例に共通する対応のポイントとして、①関係者間の関係を見立てること、②相互に話し合える関係を作ること、③用いられている「いじめ」という訴えが指し示すものを具体化し、「いじめ」の訴えを関係性の修復の要望として捉え直すこと、④いじめという文脈から子どもの課題へと見方を転換することによって問題を再構成すること、⑤子どもの課題に対して大人が支援する関係を作ること、⑥「悪い行為」を明確化して、適切な行為へと導く指導・支援を行うこと、が抽出された。

第 6 章の総合考察では、これまでのいじめ対応モデルの問題点を整理したうえで、システムズアプローチの視点から対応モデルの構築に向けた考察を行っている。ここでは、研究 4 の事例研究で抽出された対応のポイントが教育的援助に適していると考えられることから、これらのポイントに基づいていじめ対応モデルの構造化を図ることが可能であると考えられる。このことは、本申請論文の最も重要な意義であるといえる。

4 名の副査の審査者からは、「システムズアプローチによる介入研究としての意義は大きい」、「心理学の研究手法である文献研究、質的研究、量的研究、事例研究をバランスよく用いた研究である」、「今後、援助の視点をチャムシップからピア関係へという発達的变化に対応づけることが期待される」、「文科省の加害者一被害者モデル、臨床心理の対応モデル、システムズアプローチの関係性モデルを整理し統合したより構造的なモデルの構築が待たれる」、などの感想や意見が出された。そして、審査者全員から本論文が学位申請論文として妥当であるとの判断がなされた。

## 初出論文一覧

初出 1：中野真也（2014a）. 「いじめ」がどのように語られ、変化してきたか  
子どもの心と学校臨床, 10, 119-129.

初出 2：中野真也（2013）. いじめ被害を訴える事例へのタイプにおける一考察  
—コミュニケーションの語用論の立場から— 家族心理学研究, 27(2), 152-164.

初出 3：中野真也（2014b）. いじめ対応の実践的ポイント—学校と保護者で対  
立していた事例から— 子どもの心と学校臨床, 11, 146-153.

平成 29 年（2017）年度  
博士学位論文  
内容の要旨及び審査結果の要旨  
第 6 号

平成 30（2018）年 6 月発行

発行・編集 文教大学大学院人間科学研究科

〒343-8511 埼玉県越谷市南荻島 3337

TEL 048-974-8811

FAX 048-974-8852